

浦添市キャッシュレス決済対応セミセルフレジ導入
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名

浦添市キャッシュレス決済対応セミセルフレジ導入業務

2. 履行期間

(1) 導入

契約締結日から令和7年1月31日まで

(2) 運用保守及び指定納付受託業務の契約期間

令和7年2月1日（予定）から令和12年1月31日まで（60か月）

3. 事業に係る提案限度額

以下の提案限度額は、消費税額および地方消費税額を含むこととする。なお、この金額は契約時の予定価格ではないことに留意すること。

(1) キャッシュレス決済端末機等の導入に係る費用（3台分）

3, 847, 360円

(2) セミセルフレジ保守委託料（3台分）

契約期間の総額 4, 257, 000円（60か月）

（月額） 70, 950円

(3) キャッシュレス決済システム利用料（3台分）

契約期間の総額 250, 800円（60か月）

（月額） 4, 180円

※ 上記の提案限度額は、共同提案を行う事業者全ての費用を合算した額とする。但し、キャッシュレス決済利用率に関わる費用は考慮しない。

4. 業者選定方式

公募型プロポーザル方式

5. 業務内容

浦添市キャッシュレス決済対応セミセルフレジ導入仕様書（以下「仕様書」という）のとおり。

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (2) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- (4) プロポーザル参加申込書提出の日から本事業にかかる受託者の特定の日までの間、浦添市から指名の停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）または破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (7) 提案するシステムについて、過去5年以内に国や地方公共団体への導入実績を有していること。
- (8) 機能要件確認書（様式8）に記載される機能要件がすべて可能であること。
※機能要件は、代替案またはカスタマイズにより可能な場合も可とする。
- (9) プライバシーマークまたはISMSを取得していること（代表事業者）。
- (10) 本業務は、複数の事業者による共同提案を可能とする。この場合、以下の要件を満たすこと。
 - ・ 1者を代表事業者に定め、本市への質疑や書類提出は、代表事業者が取りまとめて行うこと。また、共同提案を行う事業者全てが、法人格を有していること。
 - ・ 共同提案を行う事業者全てが、(1)から(8)の要件を満たしていること。また、(8)については、共同提案を行う事業者間で協働して全要件を満たすようにすること。

7. 参加資格の喪失

参加希望者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、参加資格を失うものとし、また、すでに提出された提案は無効とする。

- (1) 前項に規定する参加資格の要件を満たすものではなくなった場合
- (2) 不正な利益を図る目的でプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員等と接触した時
- (3) 提案書に虚偽の記載をしたことが判明した時

8. 実施スケジュール

No	項目	期日または期限
1	公告	令和6年9月26日（木）
2	質問書の提出期限	令和6年10月2日（水）午後5時必着

No	項目	期日または期限
3	質問書の回答（市ホームページに掲載）	令和6年10月4日（金）
4	参加申込書の提出期限	令和6年10月11日（金）午後5時必着
5	企画提案書の提出期限	令和6年10月11日（金）午後5時必着
6	参加資格結果通知	令和6年10月16日（水）
7	プレゼンテーションおよびヒアリング	令和6年10月23日（水）
8	審査結果通知	審査委員会の翌日以降、速やかに行う
9	契約締結（予定）	調整後、速やかに行う

9. 説明会

企画提案書の作成等について、説明会は実施しない。

10. 質問の受付および回答

質問がある場合は、質問書（様式1）を提出すること。

No	項目	内容
1	質問期間	令和6年9月26日（木）～令和6年10月2日（水）午後5時必着
2	提出場所	事務局（本要領17のとおり）
3	提出方法	電子メールで提出。送信後に電話により受信の確認を行う事。
4	回答方法	質問に関する回答は令和6年10月4日（金）までに浦添市ホームページに掲載する。なお、電話および口頭による照会対応は行わない。

11. 参加申込書の提出

本件に参加を希望する者は、参加申込書（様式2）を提出すること。共同提案の場合は、代表事業者がすべての事業者について取りまとめて提出する。なお、期限までに提出がない場合は、本件に参加できないものとする。

参加申込書を提出後に提案を辞退する場合、参加辞退届（様式3）を提出すること。

No	項目	内容
1	提出期間	令和6年9月26日（木）～令和6年10月11日（金）午後5時必着
2	提出場所	事務局（本要領17のとおり）
3	提出方法	紙媒体を持参または書留郵便（提出期限内必着）

12. 提案書等の提出

参加希望者は、期限までに以下の必要書類を提出すること。なお、提出された書類は返却せず、提案にかかる費用は事業者の負担とする。共同提案の場合は、代表事業者がすべての事業者について取りまとめて提出すること。

(1) 提出書類（正本1部、副本8部ずつ提出すること）

No	提出書類	補足事項
1	企画提案書表紙 (様式4)	
2	企画提案書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案書作成要領（別紙1）を参照し、図や表等を用いて、わかりやすく記載すること。 ・ A4判横書きとし、長編2か所を綴じる（左綴じ）。ただし、必要がある場合はA3判折込みを可とする。
3	会社概要 (様式5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社概要パンフレットを作成している場合は、添付すること。
4	類似業務実績表 (様式6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去5年において、国または地方公共団体が発注する同種の業務実績を記載することとする。 ・ 記載した契約に関する契約書の写しおよび実績報告書を作成している場合はその写しを添付すること。
5	見積書 (様式7-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積額は消費税額及び地方消費税額を含めること。
6	キャッシュレス決済手数料率 等見積書 (様式7-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度手数料歳入額（別紙2）を参考に手数料率を提案すること。
7	積算内訳書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書に係る積算内訳が分かるもの。 ・ 内訳には①機材明細、②設置・設定費用、③保守・サービス利用料等（月額）を含めること。
8	機能要件確認書 (様式8)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能実現の項目に対応状況を記入して提出すること。 ・ 全ての機能要件は要求事項とするが、代替案またはカスタマイズにより可能な場合も可とする。
9	納税証明書 (発行後3か月以内のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務署が発行する「法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）」 ・ 応募者が所在する都道府県及び市町村で発行する「納税証明書」（法人税、法人事業税等）（いずれも写し可）。また、営業所のみが沖縄県内の場合は、営業所に係る証明書も提出すること。
10	プライバシーマークまたは ISMS 取得証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得の証明となる書類を提出すること。

(2) 提出方法

No	項目	内容
1	提出期間	令和6年9月26日(木)～令和6年10月11日(金)午後5時必着
2	提出場所	事務局(本要領17のとおり)
3	提出方法	① 紙媒体を持参または書留郵便(提出期限内必着) ② 電子データをPDF化したファイル(事業所印不要)を電子メールで提出(提出期限内必着)。 ※ 必ず両方法で提出すること。いずれかが提出期限を過ぎた場合は失格とする。

13. 審査

提出された企画提案書等に基づき、浦添市キャッシュレス決済対応セミセルフレジ導入に係る審査委員会が行い、提案内容に対し、評価基準に基づき、事業者の評価及び選定を行う。ただし、提案限度額(消費税及び地方消費税を含む。)を超えている場合には、選定から除外する。

(1) 審査基準

- ① 書類審査とプレゼンテーションの評価項目、評価基準及び配点はそれぞれ審査評価表(別紙3)による。
- ② 点数については、各選考委員の評定結果を合算し、合計点が満点の7割(最低基準点)以上の者を選定する。

(2) 書類審査(1次審査)

- ① 提出があった書類について参加資格を満たしているか確認する。
- ② 4者以上の提案があった場合、企画提案書をもとに、事務局(市民課および市民税課)において審査評価表(別紙3)に掲げる評価項目のうちの「1全体評価」および機能要件確認書(様式8)に関する審査を行い、上位3者を2次審査対象者として選出する。
- ③ プロポーザル参加の認否を令和6年10月16日(水)までに参加申出書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知を行う。ただし、全参加者において、機能要件の標準仕様を7割も満たせない場合は選定しないものとする。

(3) プレゼンテーション(2次審査)

No	項目	内容
1	日時	令和6年10月23日(水)(予定) ※実施時間は書類審査(1次審査)の結果と併せて通知する。
2	会場	浦添市役所本庁舎4F企画調整会議室(予定)

No	項目	内容
3	説明者	3名以内とする。
4	方法	準備 10 分、プレゼンテーション 20 分、質疑 15 分（予定）
5	説明資料	提出した企画提案書のほか、デモンストレーション用の実機も持込可能。プロジェクターは事務局で用意するが、パソコンや接続ケーブル等のその他必要な機材は参加者で用意すること。なお、実施場所はインターネット回線を使用できる環境でないため、インターネットを利用したい場合は参加者で用意すること。

(4) 受託候補者の選定

- ① プレゼンテーションの結果、最高得点提案者を受託候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。なお、最高得点が同点の場合はくじ引きとする。
- ② 受託候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から、最優秀及び次点を選定する。
- ③ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。
- ④ 選定結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立は受け付けない。

(5) プレゼンテーションの結果通知

受託候補者を特定したときは、提案者全員に審査結果を通知する。

14. 審査結果の公表

受託候補者を特定した場合は、市ホームページに受託候補者の商号又は名称を公表する。

15. 受託候補者との契約締結

- (1) 市は、審査結果の通知後に、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協議を行う。この協議において、企画提案書に記載した内容について受託候補者からの変更は原則認められない。ただし、市に不利であってプロポーザル方式審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについては除く。
- (2) 協議が整った場合は、業務受託候補者からあらかじめ見積書を徴収し、見積書を精査のうえ、随意契約による契約の締結を行う。
- (3) 契約保証金は、契約額の10分の1以上の額とする。ただし、契約の相手方が、浦添市契約規則（以下、「契約規則」という。）第6条第1項の規定に該当すると市が認める場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (4) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを進める。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様とする。
- (5) 受託候補者が「7.参加資格の喪失」に該当することが判明した場合は、受託候補者としての資格を取り消す。この場合は、上記(4)と同様に処理を行う。
- (6) その他、本書に定めのない事項は、関係法令及び契約規則などの関係規程の定めに従い処理する。

16. その他注意事項

- (1) 企画提案書を提出した後は、実施要領、仕様書等の資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) やむを得ない理由等により、公募によるプロポーザルの実施ができないと認められる場合は、中止また取り消すことができるものとする。この場合における公募によるプロポーザルに要した費用を主催者側に請求することはできない。

17. 事務局

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

浦添市役所市民部市民課 担当 上原

電話(代表) 098-876-1234 (内線 3062)

E-mail simin@city.urasoe.lg.jp